

コリンズカントリークラブ・ゴルフ場計画その後

—水源の山にブルドーザーがはいっていないことは救いです。—

私達の水道の水源である山の上に計画されたゴルフ場計画は、平成3年9月17日の県知事による場開発許可から10年が経過しました。バブル崩壊後、コリンズカントリークラブは、名前だけあって存在していないようなものです。

コリンズカントリークラブ計画地は、株式会社コリンズの根抵当物件として、日本債権信用銀行から100億円以上が借入れられ、現在、不良債権の整理回収機構（RCC）の管理下にあります。住金鋼材鉱業の11億5千万円の抵当物件もあります。

小川町、嵐山町の町税が滞納されているので、小川町、嵐山町からも土地を差し押さえられた状態になっています。RCCは、多額の国税を投入しているわけですから、損失を回収するために新たな買い手を求めていました。コリンズカントリークラブの土地は、30%がコリンズカントリークラブの所有地で、残りの70%は借地です。コリンズの所有地は点在しているため、賃貸借契約が解除されると、新しい買い手に土地の利用価値がなくなり、一方、賃借地にかかる抵当権（根質権）は、解除されます。平沢地区区画整理で新しい道路が開通した今、ゴルフ計画地が住宅街に近接していることがわかります。関越インターチェンジが完成すると交通の便がさらによくなります。

産業廃棄物や、残土がもちこまれないように、ゴルフ場計画地を嵐山町の水源の山として大切にする方法を、山の開発を許可をした埼玉県や、ゴルフ場計画に賛同した嵐山町に考えてほしいものです。

コリンズCCの位置



県知事が10年前行ったコリンズカントリークラブ開発許可を取り消す私

達の訴訟が、高裁から浦和地裁に差し戻しになりました。埼玉新聞 2001.4.26

2001年(平成13年)4月26日(木曜日)

支

嵐山ゴルフ場開発 許可取り消し訴訟

高東京審理の差し戻し命じる

審の却下は不当

比企郡嵐山町で建設が進みを却下した一審法は不められているゴルフ場「コリ」とあり、取り消しは免れinskantリークラブ」など、などして、「審判をめぐり、「造成工事によく、土砂崩れや土石流の災害が発生し、周辺住民の生

命や財産に大きな被害が生ずる」として、町の開発許可の取り消しを求める

行政訴訟の控訴審判決が二十五日、東京高裁であつた。森林法に基づく林地開

発許可の取り消しについて、魚住勝利裁判長は「訴

訴を起こしているの

人は、嵐山町千手堂の東京商船大学教授説承健一さん

が不安定で、造成されれば自然環境に悪影響を及ぼし防火上も問題の山林を削り取ることは山林の保水機能を破壊し、住民の水資

源を奪うべき理由で都

市計画法に基づく土地開発

ついては棄却したもの、森林法に基く開発許可の取り消しについては「原告が災害による被害を受けするものであるかどうかを何の検討もなしに原告が適格を否定した」審判は不當とした。判決について、説承さんは

は「ゴルフ場をの開発で一般的な山林が造成されても司法の場で訴ることは許されず、行政は事業者の側

声を聞くだけ、住民の声

は無視してきた。山林は周辺の環境にとって大事なもの、それを守ることの大切さがよく分かる時代になつた」と話している。

県では「森林法の解釈が示されて差し戻されたと考

えていた。判決内容を十分

検討して対応していく

ことこのの控訴審判決、魚

住裁判長は都市計画法に基く開発許可の取り消しにい」としている。